7	1.2	1.1	1.2	1.1	1.1
8	1.2	1.1	1.2	1.1	1.1
9	1.2	1.1	1.2	1.1	1.1
10	1.2	1.1	1.2	1.2	1.2
11	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
12	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
13	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
14	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
15	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
16	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
17	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
18	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
19	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
20	1.2	1.1	1.2	1.2	1.2
21	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
22	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
23	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
24	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
25	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
26	1.2	1.1	1.2	1.1	1.1
27	1.2	1.1	1.2	1.1	1.1
28	1.2	1.1	1.2	1.1	1.1
29	1.2	1.1	1.2	1.1	1.1
30	1.2	1.1	1.2	1.2	1.1
令和元	1.2	1.1	1.2	1.2	1.1
2	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
3	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
4	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
5	1.0	1.1	1.1	1.0	1.1
6	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
7	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
8	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0

備考

一　この表において「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成五年政令第二百九号）による改正前の公営住宅法施行令第一条第二号に定める住宅の構造をいう。

二　この表において「特殊耐火構造」とは、公営住宅法施行令の一部を改正する政令（昭和二十年政令第三百九号）による改正前の公営住宅法施行令第一条第四号に定める構造をいう。

第二　住宅地区改良法施行令第十三条の二第一項の規定によりその例によるものとされる旧公営住宅法施行令第四条の四第二項の規定に基づく旧公営住宅法施行規則第六条に規定する令和八年十一月から令和九年十月までの間に行われる改良住宅の家賃の変更に係る修繕費及び管理事務費に係る率は、令和八年国土交通省告示第千百八十号（令和九年度における公営住宅法第十六条第二項の規定による近傍同種の住宅の家賃及び同法第四十四条第一項の規定による譲渡の対価に係る公営住宅法施行規則第二十三条に基づき国土交通大臣が地域別に定める率を定める件）に定める率とする。

○国土交通省告示第千百八十二号

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第三条の二第一項並びに同条第二項において準用する同法第三条第二項及び第三項の規定に基づき、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年九月三十日

国土交通大臣　井林　辰憲

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程（平成二十六年国土交通省告示第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

（準特定地域）

第五条　法第三条の二第一項の規定に基づき準特定地域として指定する地域は、道路運送法施行規則第五条の規定に基づき次の表の上欄に掲げる地方運輸局長が定める営業区域のうち同表の中欄に掲げる営業区域とし、当該指定に係る期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

地方運輸局長	営業区域	期間
（略）	（略）	（略）

改正前

（準特定地域）

第五条　法第三条の二第一項の規定に基づき準特定地域として指定する地域は、道路運送法施行規則第五条の規定に基づき次の表の上欄に掲げる地方運輸局長が定める営業区域のうち同表の中欄に掲げる営業区域とし、当該指定に係る期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

地方運輸局長	営業区域	期間
（略）	（略）	（略）